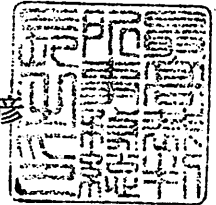


平成31年3月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年3月14日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」と主張しているが、当該判断は、相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年発生の、裁判所における障害者雇用に係る事案に関して、懲戒処分を受けた裁判所職員がいるかが分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年2月6日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 2の(1)に該当する文書は、平成30年に発覚した裁判所における障害者雇用に係る事案に関して、懲戒処分を受けた裁判所職員の有無が分かる文書で

あると考えられるところ、当該事案に関して裁判所職員に対して懲戒処分がされたか否かを取りまとめた文書は作成又は取得していない。

また、最高裁判所では当該事案に関して懲戒処分をしておらず、文書探索の結果、下級裁判所において当該事案に関して懲戒処分がされたか否かに関する報告文書等も見当たらなかった。

イ よって、不開示とした原判断は相当である。